

# せいかつほご 生活保護のしおり

せいかつほご しんせい きぼう かた そうだん  
生活保護の申請を希望される方や、ご相談のあ  
るかた せいかつふくしか  
る方は、生活福祉課（本庁舎 1 階⑨番窓口）に  
もうで  
お申し出ください。



かわごえしますこっときゃらくたー  
川越市マスコットキャラクター ときも

この「しおり」は、せいかつほごせいど しんせい てつづ  
生活保護制度のしくみや申請の手続きについて  
せつめい  
説明したものです。しょうさい ふめい てん せいかつふくしか と あ  
詳細やご不明な点は、生活福祉課までお問い合  
わせください。

かわごえししゃかいふくしじむしょ  
川越市社会福祉事務所

かわごえしふくしぶせいかつふくしか  
（川越市福祉部生活福祉課）

れいわ ねん がつかいてい  
令和4年6月改訂

# せいかつ ほ ご 生活保護とは



生活保護は、憲法第25条（生存権保障）の理念に基づく生活保護法により実施されるもので、生活に困窮している世帯に対し、その困窮の程度に応じて、必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助けることを目的とした制度です。

## せいかつ ほ ご しんせい て つ つ な が 生活保護申請手続きの流れ

### そう だん 相 談

生活保護の相談については、市役所（生活福祉課）が窓口になります。生活保護制度の仕組みなどの説明、申請意思の確認等を行ないます。また電話相談もできます。  
■【相談受付時間】 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）  
午前8時30分～午後5時15分

### しんせい て つ つ 申 請 手 続 き

生活保護の申請意思のある方は、申請書を提出してください（提出が困難な場合はご相談ください）。本人のほか、家族またはその他の同居する親族が申請できます。ただし、急迫した状況にあるときは、申請がなくても保護を開始することがあります。申請後は調査にあたって必要な書類（同意書、各種申告書等）を速やかに提出してください。なお、申請は口頭でも可能ですが、その際は必要事項の聞き取り等を行います。

### ちやう さ 調 査

申請すると、原則1週間以内に調査担当員（ケースワーカー）が家庭訪問を行ない、生活状況や収入・資産状況、その他生活保護を受けるための要件などを調査します。（さまざまな調査内容が他人に漏れることはありません。）  
\*生活保護決定後も、収入、資産状況等についての調査を行います。また、世帯の状況等を把握するために定期的に家庭訪問を行います。

### けつ てい 決 定

調査に基づき、生活保護が受けられるかどうか書面でお知らせします。  
決定事項に疑問があるとき⇒P5「●権利として保障されること」をご覧ください。

※生活保護が受けられるかどうかは、申請のあった日から原則14日以内（特別な理由で調査に時間を要したときは最長30日まで）に通知します。

# 生活保護の調査と審査



## ● 調査で確認をすること

生活保護は、利用し得る資産、能力、その他のあらゆるものを生活の維持のために活用することが前提となります。このため、次の(1)～(4)の各項目について、調査で確認させていただきます。

### (1) 資産の活用について

- ① 保有する現金、預貯金は生活費として活用していただく必要があります。
- ② 高価な貴金属、有価証券などは売却し、生活費として活用していただく必要があります。
- ③ 生命保険は原則として解約し、その返戻金を生活費として活用していただく必要があります。

※ 掛金が少額で貯蓄性が無いものや、解約返戻金などが一定額以下の場合は、保有が認められる場合があります。

- ④ 自動車、バイク（一定の要件を満たした125cc以下を除く）は売却し、生活費として活用していただく必要があります。

※ ● 6ヶ月以内の就労により、保護からの脱却が確実に見込まれ、保有する自動車の処分価値が小さい場合、6ヶ月を限度に保有が認められることがあります。

● 病気や障害のある方の世帯において、最低生活の維持に必要な場合などは、保有が認められることがあります。

※ 保有を認められた理由以外の用途で運転することは認められません。

- ⑤ 土地・家屋（不動産）で、現に居住している等、活用されているものは、原則保有が認められます。ただし、処分価値が利用価値に比べて著しく大きい場合は保有が認められません。

※ 高齢者（65歳以上）の世帯で、所有する不動産の価値により、要保護世帯向け不動産担保型生活資金（リバースモーゲージ）の貸付制度を案内する場合があります。

## (2) 能力の活用について

働くことができる方は、その能力に応じて働いて収入を得る努力をしてください。  
必要に応じて仕事を探すことの支援も可能です。病気や障害により働くことが難しい方  
には、医師等の意見を参考にして、その方に合った支援をしていきます。



## (3) 扶養義務者への照会について

親、兄弟姉妹、子などの扶養義務者への照会は、扶養義務の履行が期待できる方に対し  
て行います。扶養義務の履行が期待できない方や、扶養を求めることが明らかに自立の妨  
げとなる方に対しては、基本的には照会を行いませんので、お申し出ください。

(扶養義務の履行が期待できない方の例)

- ・生活保護を受けている方、福祉施設入所中の方、長期間入院中の方
- ・概ね70歳以上の高齢者や未成年者、専業主婦・主夫等の非稼働者の方
- ・特別な事情があって明らかに扶養ができないと考えられる方
- ・交流が断絶している方（10年程度音信不通など）

(扶養を求めることが明らかに自立の妨げとなる方の例)

- ・家庭内暴力を受けて逃げている相手
- ・過去に虐待を受けていたことがある相手

## (4) 生活保護制度以外の活用について

年金や各種手当など、他の制度で受けられるものがあれば、生活保護に優先して受ける  
こととなります。

例：公的年金、雇用保険、健康保険、児童手当、児童扶養手当、介護保険や  
障害福祉サービスなど

## ●生活保護の審査について

生活保護は、最低生活費の額に比べて、世帯全体の収入額が最低生活費の額に満たない(不足する)場合に、その不足する分を生活保護費として支給します。

保護は世帯を単位として行います。同一の住居に居住し、生計を一にしている方は、原則として同じ世帯となります。

**最低生活費とは**  
生活保護基準をもとに、世帯の状況に応じて計算された額です。

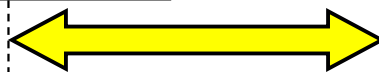
**収入とは**  
世帯員が働いて得た収入、年金や各種手当、ご親族からの援助、預貯金、保険金、資産を貸したり売ったりして得た収入などになります。

### ■生活保護を受けることができる場合

収入が最低生活費を下回る場合は、不足分が支給されます。

最低生活費(世帯の人数や年齢などによって決定されます)

収入(就労収入、年金、各種手当、仕送りなど)	各種控除
------------------------	------



この部分が生活保護費として支給されます

### ■生活保護を受けることができない場合

収入が最低生活費を上回る場合、保護は受けられません。または受けられなくなります。

最低生活費

収入	超過額	各種控除
----	-----	------

※控除⇒収入から除かれる(差し引かれる)ことです。控除された分は手元に残ることになります。



# せいかつ ほ ご かいし 生活保護が開始されたら

せいかつ ほ ご つぎ しゅるい ふじょ せたい じょうきょう おう くに さだ きじゅん しきゅう  
生活保護には次の8種類の扶助があり、その世帯の状況に応じて国が定める基準によって支給  
れます。

## 1 生活扶助

しよくひ すいどうこうねつひ いふく  
食費、水道光熱費、衣服な  
ど日常の暮らしのための費  
用を年齢、世帯の人数など  
で算定されます。



## 5 介護扶助

かいごにんてい う かた かいご  
介護認定を受けている方が介護  
サービスを受ける際の自己負担  
は、原則発生しません。



## 2 住宅扶助

やちん ちだい じゅうたく ほしゅう  
家賃、地代や住宅の補修な  
どの費用を支給します。



## 6 出産扶助

しゅっさん ひょう しきゅう  
出産にかかる費用を支給します。



## 3 教育扶助

がくようひん きょうざいひ きゅうしよくひ  
学用品、教材費、給食費など  
義務教育のための費用を支給  
します。



## 7 生業扶助

しごと つ ぎのう し  
仕事に就くための技能、資  
格習得のための費用、また  
高等学校就学のための費用  
などを支給します。



## 4 医療扶助

びょうき びょういん やっきよく  
病気やけがのため病院、薬局  
にかかる費用は保険診療範囲内  
であれば、原則自己負担は発生  
しません。  
また、眼鏡、装具などの治療  
材料などを支給します。



## 8 葬祭扶助

せたいいん な さい ひつ  
世帯員が亡くなった際に必  
要な葬儀費用などについて、  
支給します。



なお、特別の需要がある方に対応する加算や一時扶助などがあります。

- 加算の例：妊産婦加算、障害者加算、児童養育加算、母子加算など
- 一時扶助の例：被服費、家具什器費、移送費、入学準備金など



- 就労自立給付金  
安定した職業に就いたことなどにより、生活保護を必要としなくなった方に支給できる場合があります。

- 進学準備給付金  
生活保護世帯の子どもが、大学や専門学校等に進学する際に支給されます。

## ●生活保護費の支払い

### ① 毎月の生活保護費

- ・ 振り込みの場合は、原則月初めの平日に指定口座に振り込みます。
- ・ 窓口支給の場合は、毎月5日（休日の場合は直前の平日）に支給します。

### ② 臨時の生活保護費

- ・ 住居の契約更新料や通学定期代など、臨時で必要となる一時的な生活保護費については、臨時的に支給することもあります。

※生活保護受給中は、申請によって減額または免除を受けることができます。

- |  |                                      |
|--|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> NHK放送受信料          | <input type="checkbox"/> 市県民税、固定資産税  |
| <input type="checkbox"/> 国民年金保険料           | <input type="checkbox"/> 住民票などの交付手数料 |
| <input type="checkbox"/> 自立支援医療の上限負担額の変更など |                                      |
- ※詳細については各担当窓口または担当ケースワーカーに確認してください。

## ●権利として保障されること

- ① 正当な理由なく、生活保護費を減らされたり、生活保護を受けられなくなるなどの不利益を受けることはありません。
- ② 生活保護費など生活保護により支給された金品には、税金をかけられたり、差し押さえられたりすることはありません。
- ③ 生活保護の決定事項に疑問があるとき、生活保護申請の却下、変更、停止または廃止の決定に不服があるときは、決定を知った日の翌日から数えて3ヶ月以内に埼玉県知事に対して、審査請求をすることができます。

● <sup>まも</sup>守っていただくこと

- ① 働ける方は能力に応じて働き、健康の管理に努め、適切な家計の管理をするなど、生活の維持・向上に努力しなければなりません。
- ② 住宅の家賃、学校給食費や教材費などは、それぞれの使途のために支給しているものですので、その目的のために使用してください。家賃や学校給食費は、社会福祉事務所が直接相手方に振り込む代理納付の制度もあります。
- ③ 生活保護の目的達成に必要なときは、指導・指示をすることがあります。ご理解の上、ご協力の程、お願い致します。



● <sup>とどけ</sup>届出いただくこと

生活状況に変化があったときには、必ず届出をしてください。例えば以下のような場合です。

※世帯状況に変化があったときの例

- 家族に変化があったとき。(結婚・出生・死亡・転入転出・入退学・休学・卒業・入退院・事故など)
- 住所・家賃・地代などが変わるとき。(転居などについては必ず事前に相談してください。)
- 就職や退職をしたとき。
- 健康保険の資格を取得または喪失したとき。
- 生命保険などの加入、解約、名義変更をしたとき。
- 帰省などで家を長期間留守にするとき。
- その他、生活状況に大きな変化があったとき。

大学(専修学校・各種学校の一部を含む)での就学が、世帯の自立助長の観点から特に効果的と認められれば、世帯分離できる場合があります。





※収入に変化があったときの例

なお、事例は一部です。収入はすべて申告が必要です。正しく申告されないと不正受給(9ページ参照)として取り扱うことがありますので、ご注意ください。

- 給料、ボーナス(賞与)などがあつたとき。
- パート、アルバイト(高校生含む)収入などがあつたとき。
- 年金、福祉手当などの公的手当があつたとき。
- 相続、養育費、仕送りなどの収入があつたとき。
- 生命保険の入院給付金や解約返戻金があつたとき。
- 交通事故の慰謝料、補償金などがあつたとき。
- 債務整理による過払金の戻りがあつたとき。
- 敷金の戻りがあつたとき。

ただし、正しく申告すれば、以下のような控除や収入として認定しない取り扱いが受けられます。

■就労収入に対する控除

基礎控除 就労収入がある場合、給与総額に応じて、一定の金額が控除されます。

20歳未満控除 20歳未満の方が就労した場合、基礎控除のほかに一定の金額が控除されます。

その他の必要経費 社会保険料、所得税、通勤交通費などの必要経費が控除されます。

■高校生のアルバイト収入

高校生のアルバイト収入のうち、授業料の不足分や修学旅行費、学習塾代など早期自立に充てられると認められたものは、収入として認定しない取り扱いとなります。

※その他、自立更生のための費用と認められたものについても、収入として認定しない取り扱いができる場合がありますので、申告する際にご相談ください。

生活保護上、借入金(知人・親族からの借金、カードローン、キャッシングなど)は原則収入認定となり、償還金は必要経費として控除されないの、現実に借り入れる利点はありません。ただし、自立更生を目的とするものであって、事前に社会福祉事務所長の承認があり、かつ、現実に趣旨に則し使用されているものであれば、収入として認定されない場合もあります。

なお、既に負債がある場合は、法テラスなどに相談してください。

## 生活保護費の返還と不正受給について

### ●生活保護費の返還について

さしせまった事情のため、資力があるにもかかわらず生活保護を受けた場合には、すでに支給された生活保護費(医療費や介護費を含む)を速やかに返還していただくことになります。たとえば次のような場合です。

- ① 不動産(土地・家屋)などが売れたとき。
- ② 生命保険などの保険金などを受けとったとき。
- ③ 各種の年金、手当を遡って受けとったとき。
- ④ 交通事故などで示談金、補償金などを受けとったとき。

### ●不正受給をした場合

事実と違う申告をしたり、収入申告義務を怠るなどして、生活保護を受けたときは、支給額の全部または一部を徴収します。なお、不正受給の内容等によっては、刑事告訴等を検討します。

## びょういん 病院にかかるとき



- ① 病院にかかるときは、「医療券」もしくは「診療依頼書」が必要となります。「医療券」などは市役所(生活福祉課)または市民センターで交付します。

なお、緊急の場合や夜間、休日などに受診した場合は、後日「医療券」の交付を受けてください。

- ② 受診するときは、生活保護法で指定されている病院・医院で受診してください。指定されていない病院・医院で治療を受けたときは、医療費全額を自己負担で支払わなければならないことがありますので、事前にケースワーカーに確認してください。

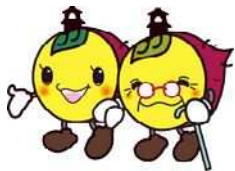
- ③ 移送費(通院交通費)は実費が支給されます。申請時には「保護変更申請書」と「領収書(の写し)」を提出してください。ただし、タクシー代については、主治医による要否意見書が必要になりますので、事前にケースワーカーに連絡してください。

④ 柔道整復、あん摩・マッサージ、はり・きゅうの治療を受けるときは、事前にケースワーカーに相談してください。

⑤ メガネやコルセットのほか、治療に要するものが必要なときには、購入前にケースワーカーに相談してください。

⑥ 社会保険のある方は、保護開始後も保険証が使えるので、事前にケースワーカーに相談してください。また、新たに社会保険に加入後、保険証が交付された場合は、必ず生活福祉課に届出をお願いします。

⑦ 医師が後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用が可能であると判断した場合は、原則として後発医薬品が調剤されます。



## かいごさーびす 介護サービスについて

- ① 要介護認定を受ける必要があるため、介護保険課で申請を行ってください。
- ② 介護サービスを受ける際に、介護保険証、ケアプランの写しなどの提出が必要になります。詳しくは担当ケースワーカー、ケアマネジャーなどに相談してください。

## ちくたんとういん けーすわーかー 地区担当員（ケースワーカー）

地区担当員（担当ケースワーカー）が定期的に家庭訪問や世帯の状況把握、保護決定に必要な調査などを行います。  
生活の維持・向上、その他生活面で何かお困りのことがあれば、ケースワーカーに相談してください。お聞きした内容などの秘密は守られます。

## みんせいいいん 民生委員

民生委員は、身近な相談役として地域の中から選ばれ、担当区域で地域の皆さんが安心して暮らせるように見守りや相談・支援を行っています。社会福祉事務所との連携もとれていますので、お近くの民生委員にも相談してください。



かわごえしやくしよ ふくしぶ せいかつふくしか  
川越市役所 福祉部 生活福祉課

でん わ ちよくつう  
電 話 : 049-224-5784 (直通)

ふあつくす  
FAX : 049-224-6148

いーめーる  
Email : fukushi★city.kawagoe.lg.jp

(「@」部分を「★」で記載しています。)